

2019年 2月28日

大分労働局長  
小笠原 清 美 様

日本労働組合総連合会大分県連合会  
会 長 佐藤 寛 人

## 要 請 書

貴職におかれましては、労働者の生活向上と権利確立のため鋭意努力されていますことに対し深く敬意を表します。

さて、日本経済の先行きは緩やかな成長が見込まれており、堅調な海外需要などによる生産活動の持ち直しが期待されています。しかし、雇用情勢においては改善が続いているものの労働力人口減少による将来にわたっての人手不足やパート・有期・派遣等労働者の均等待遇、男女間賃金格差の是正など課題は山積しています。

一方、大分県内の経済情勢は、「緩やかに持ち直している」状況が継続しており、雇用情勢においては有効求人倍率が2018年は過去最高値の更新を含め1.5倍を超える数値で推移しており、各種政策効果を背景に個人消費や生産活動も持ち直していくことが期待されています。しかし、日本経済と同様に人手不足に伴う企業活動への影響など引き続き十分留意する必要があります。経済産業施策などによる景気回復の流れを後押しする施策を講じていく必要があります。

そのためにも中小企業が大多数を占める大分県において「経済の自律的成長」を実現していくためには、賃金の「底上げ・底支え」はもちろんのこと、人材こそが最大の財産との認識のもと、中小企業の人材確保・定着に資する労働諸条件や職場環境の整備を行っていくことが重要と考えます。加えて働き方改革関連法が施行されることを踏まえ、長時間労働の是正や同一労働同一賃金、企業規模間・男女間の労働条件是正などを前進させていかなければなりません。

こうした認識のもと、連合大分は、「底上げ・底支え」「格差是正」と「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現を通じて「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「ディーセント・ワークの実現」をめざすべく、以下の事項の取り組みについて要請致します。

つきましては、働く者の立場からの意見・提言としてお受け止めいただき、ご尽力頂きますよう、お願い申し上げます。

## 記

1. 「経済の自律的成長」の実現に向け、すべての労働者の雇用の維持・安定と処遇改善を図る観点から、県下各企業及び事業所に対し、違法な時間外労働や賃金不払い残業などの違反を起こさず、各種労働関係法令を遵守するよう周知徹底すること。  
また、労働契約締結をはじめとした労働者の相談体制の充実と労働基準監督官による法違反への適正・厳格な対応をはかること。
2. 超少子高齢化と人口減少が進むわが国の社会構造を踏まえ、「社会生活の時間」の充実を含めすべての職場におけるディーセント・ワークおよびワーク・ライフ・バランス社会の実現と個々人の状況やニーズにあった働き方の実現に向け、以下のことについて取り組むこと。
  - (1) 働き方改革関連法が施行されることを踏まえ、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現に向け大分県と連携し、法改正内容等の周知徹底に取り組むこと。
  - (2) 男女平等社会の実現に向けて、その実効性向上のため女性活躍推進法や男女雇用機会均等法等の周知をおこなうこと。また、ハラスメントをめぐる現状と課題を踏まえ、第三者を含めたあらゆるハラスメント対策や差別禁止に向けた普及啓発に取り組むこと。
3. 有期労働契約者の無期労働契約への転換（無期転換ルール）の対象者への啓発の徹底はもちろん、正社員への転換制度の導入について積極的に行えるよう、事業主に対し「雇用関係助成金」の積極的な活用を周知すること。
4. 現行の地域別最低賃金が全国最下位レベルとなっている県内の現状から、県民の生活水準を向上させるという観点のもと、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」よう、水準の引き上げに向け関係団体に働きかけること。  
また、最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。

以 上